

「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」

検討結果報告

令和2年7月

「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」
検討結果報告

○ 実務者会議の検討結果	1
○ 被災世帯の実態把握調査結果	8
○ 実務者会議の経緯等	21
○ 参考資料	26

実務者会議の検討結果

被災者生活再建支援制度の支給対象について

被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議では、被災世帯等の実態把握調査を行った上で、その調査結果等も踏まえ検討を行った結果、被災者生活再建支援金の支給対象については、以下のように考える。

- 我が国では、住宅等の個人財産については、自由かつ排他的に処分できるかわりに、個人の責任のもとに維持することが原則である。そのため、自然災害からの住宅再建等の生活再建についても「自助」による取組が基本であり、被災者生活再建支援金等の「公助」は、この取組を側面的に支援するものである。
- 実態把握調査においても、自然災害に対応した保険に加入していたために、損害割合が20%（半壊判定の下限値）程度でも数百万円程度の保険金が支払われた世帯がある一方で、損害割合が大きくても保険に加入していないために多額の自己負担が生じている世帯もあるという状況であり、被災後の生活再建のためには、保険・共済に加入する等の「自助」の取組が重要であることを改めて認識した。
- そのため、国、地方公共団体は連携して、関係団体等とも協力しながら、住民に対し、自然災害に備えた適切な保険・共済への加入を促進するなど、被災時の生活再建に向けた自助の取組を促していく必要がある。
- 一方で、半壊世帯の実態を見ると、半壊と判定される住家が損害割合で20%以上40%未満と幅が広いこともあり、被害認定調査により把握した被害の実態や被災者から聴取した修理費等は、半壊世帯の中でも損害割合に応じて大きく異なる。具体的には、損害割合が20%台の場合には、その多くで、被害の程度が比較的軽微で、補修費の平均も200万円未満であり、一定程度の補修を行えば元どおりに使用できるのに対し、損害割合が30%台の場合には、補修費の平均も500万円弱であり、主要な居室、機能等を含む大規模な補修を行わなければ居住できない状況にある点では大規模半壊と類似している。
- 以上の状況を踏まえると、損害割合が20%台の半壊世帯については、支援金の対象とはせず、引き続き災害救助法の住宅の応急修理制度等で対応していくことが妥当である。一方で、損害割合が30%台の半壊世帯については、被災者生活再建支援法の対象とする「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者」に該当し、同法の対象とすることが考えられる。その場合、支給額については、大規模半壊における支給額等と比較考量すると、加算支援金として、補修の場合で50万円程度とすることが妥当で

あると考える。(併せて、建設・購入の場合は100万円、賃借の場合は25万円が妥当であるとする。これにより、建設・購入、補修、賃借のいずれも全壊、大規模半壊等の加算支援金の半額となる。)

- なお、この支給対象の拡充により、被災者生活再建支援制度と災害救助法の住宅の応急修理を併せた被災者生活再建支援の枠組みは、被害の程度に応じて、支給額の面でも調和のとれた切れ目のない支援内容となる。「自助」を側面的に支援する「公助」の位置づけ、国及び都道府県の財政負担、南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害発生時も見据えた制度の安定性等を勘案しても、上記の支援の枠組みが適切であるとする。

令和2年7月30日

被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議

被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議の検討結果（概要）

【実態把握調査の結果】

- 半壊や準半壊でも適切な保険・共済への加入により数百万円程度の受取金
- 住宅再建が進まないのは、保険・共済の未加入世帯が多い

○住宅の補修費等は、同じ「半壊」であっても損害割合に応じて大きく異なる
＜補修費の平均＞

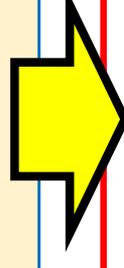
	損害割合
半壊	(20%～29%) : 162.8万円
半壊	(30%～39%) : 466.6万円
大規模半壊	(40%～49%) : 926.4万円

【今後の方向性】

- 災害からの住宅再建等は「自助」による取組が基本（それを支援金等の「公助」で側面的に支援）
- 国・地方が連携して、住民に対し、保険・共済への加入促進など自助の取組を促していくことが重要

○半壊のうち損害割合20%台は、既存の応急修理での対応が考えられる

○半壊のうち損害割合30%台は、「著しい被害」
として、支援金の対象とすることが考えられる
（その際の支援額は、補修で50万円程度が妥当）
（併せて建設・購入で100万円、賃借で25万円程度が妥当）



この拡充により、支援金と応急修理を合わせた支援の枠組みは、被害の程度に応じて調和のとれたものとなる

被災者生活再建支援金の支給対象の拡充

(赤字部分が実務者会議の検討結果で提案された拡充内容)

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

	損害割合	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
①全壊 ②解体 ③長期避難	50%以上	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借 (公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊	40%～49%	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借 (公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤半壊	30%～39%	支給せず	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借 (公営住宅を除く)	25万円	25万円

※半壊のうち損害割合20%～29%は支給対象としない。

＜参考＞住宅の応急修理 (災害救助法：現物給付)

半壊以上 (損害割合20%以上) : 最大59.5万円

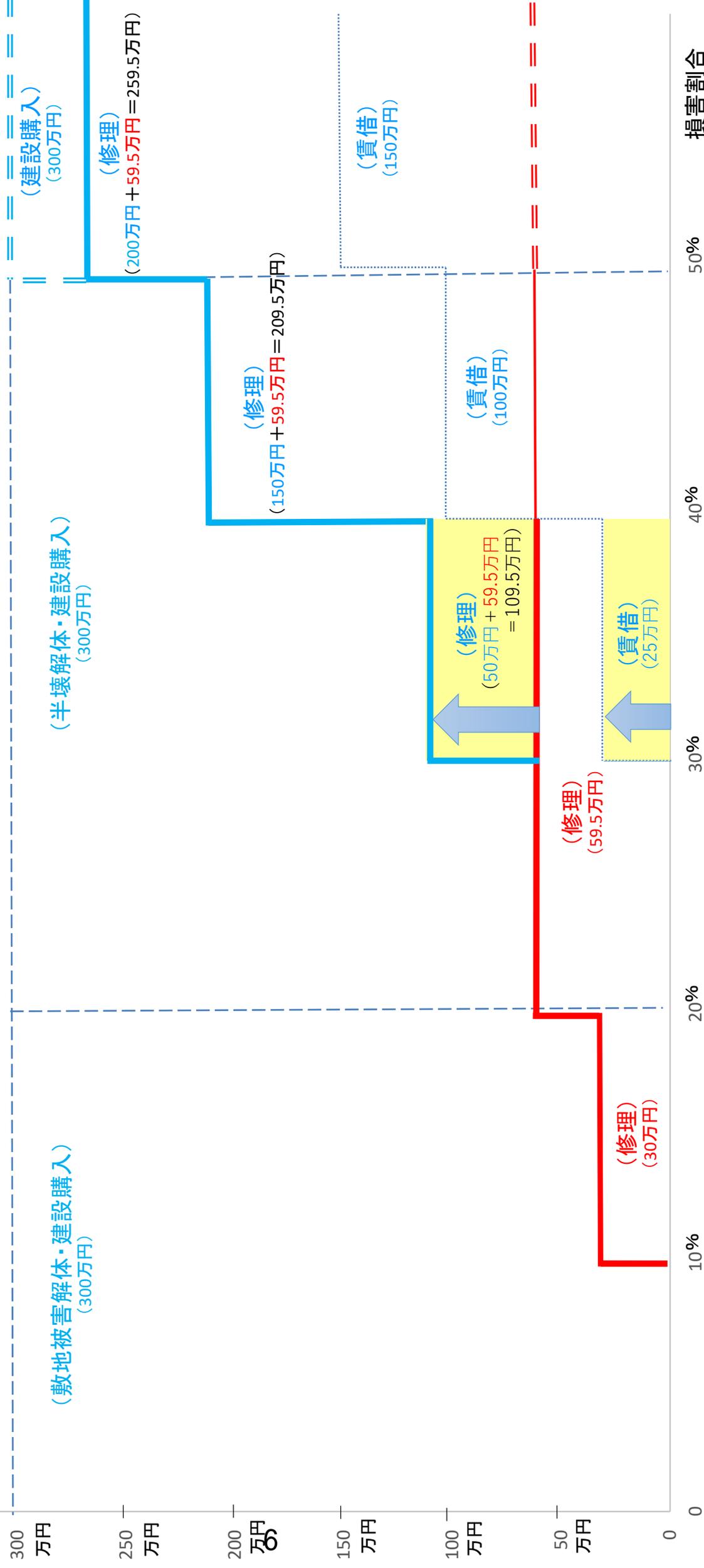
準半壊 (損害割合10%～19%) : 最大30万円

被災者の生活再建支援（応急修理 + 被災者生活再建支援金）

<修理・賃借のケース>

（損害割合30%以上40%未満について、修理で50万円、賃借で25万円の支援金を支給することとした場合）

支援金額
応急修理額



損害割合

被災者の生活再建支援(応急修理 + 被災者生活再建支援金)

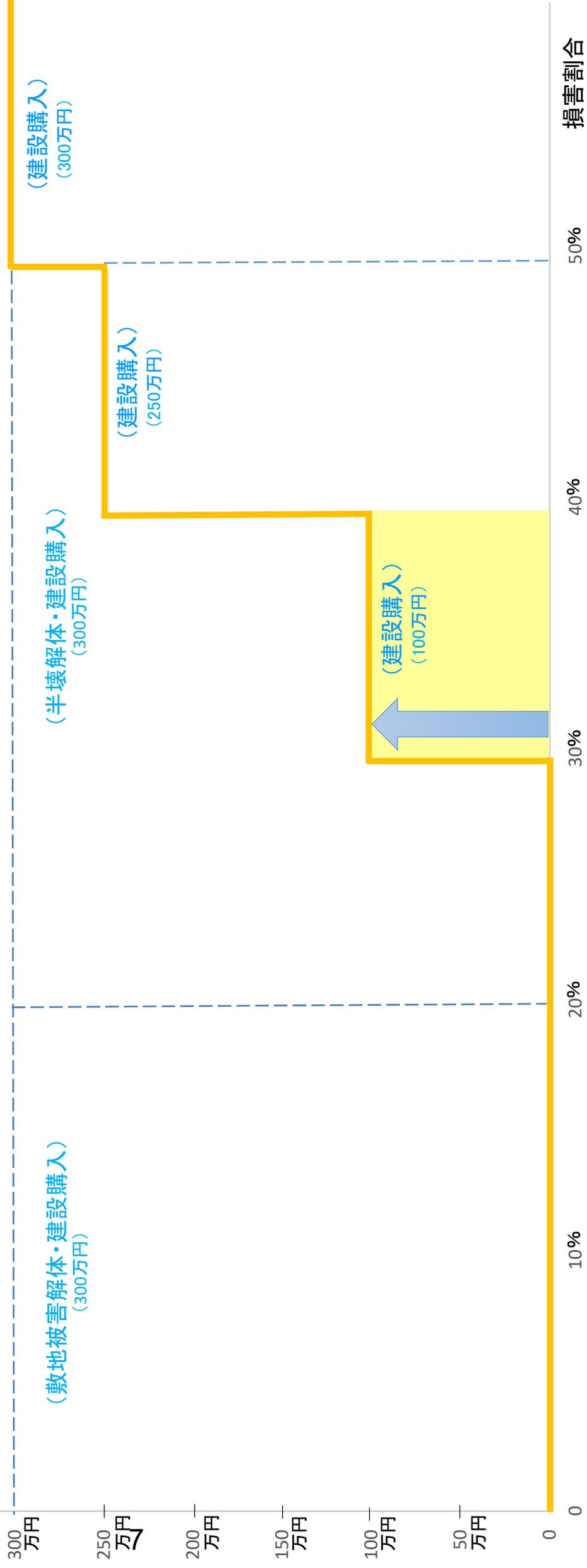
<建設購入のケース>

半壊の場合は、修理・賃借が原則であり、また解体し建設購入した場合には「解体」に該当するため、

半壊で「建設購入」の対象となるのは以下のようないアケース

- ・賃借していた住宅が半壊し、別の場所で住宅を建設購入する場合
- ・半壊した持ち家を解体せず、別の場所で住宅を建設購入する場合

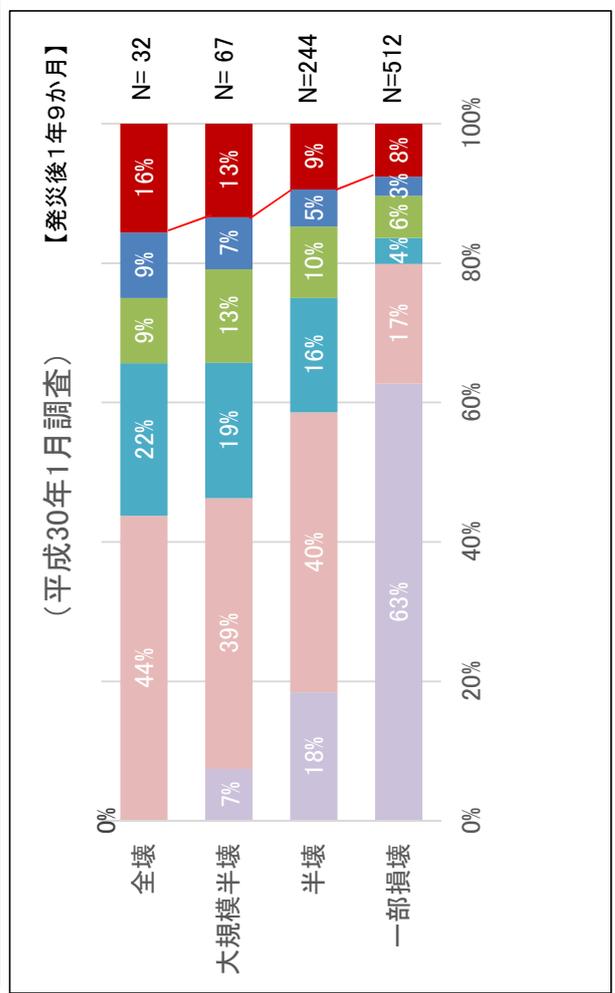
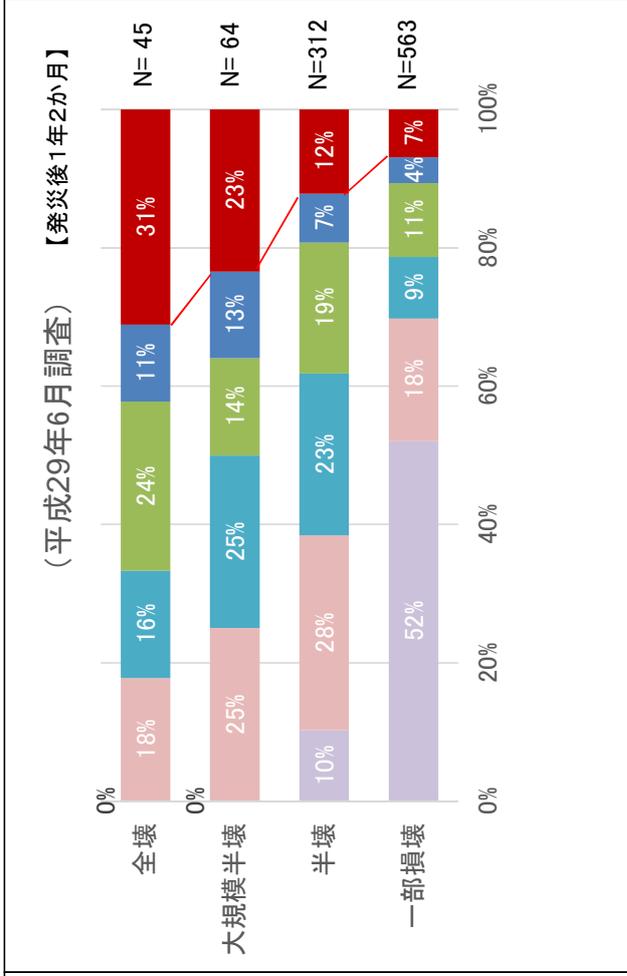
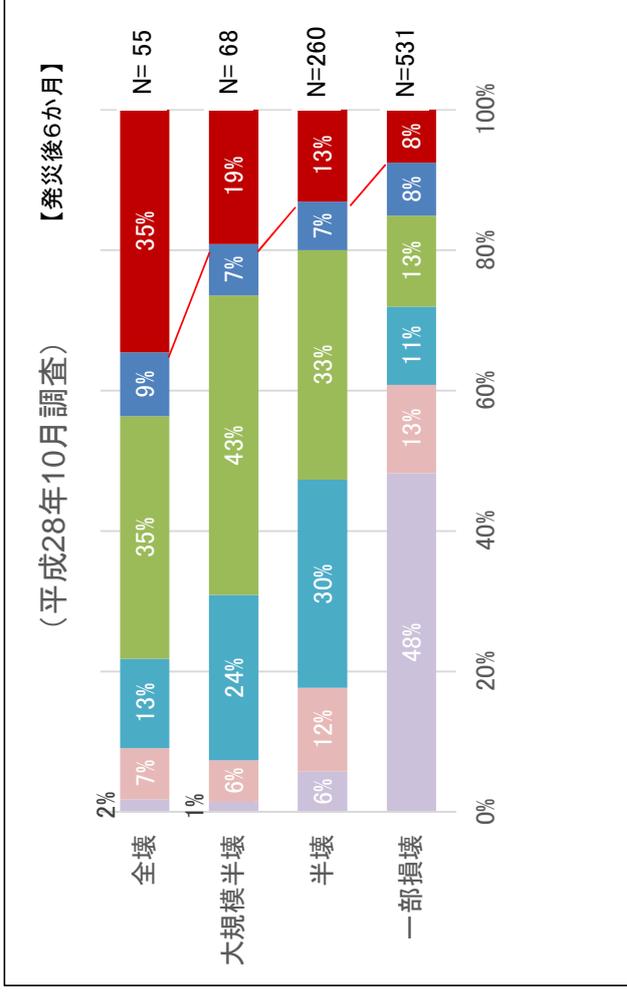
支援金額 (損害割合30%以上40%未満について、建設購入で100万円の支援金を支給することとした場合)



被災世帯の実態把握調査

熊本地震(H28.4)

住宅の再建状況(罹災区分別)



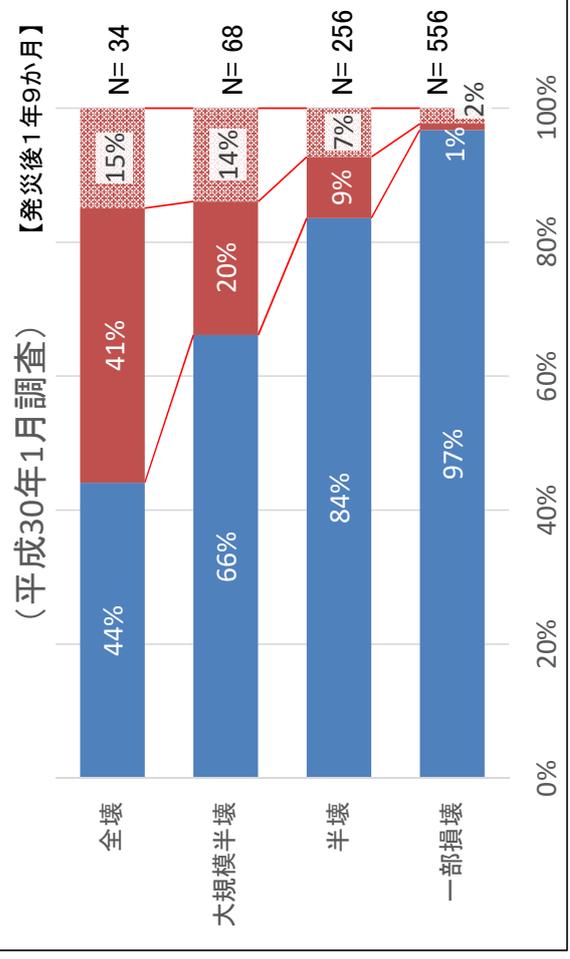
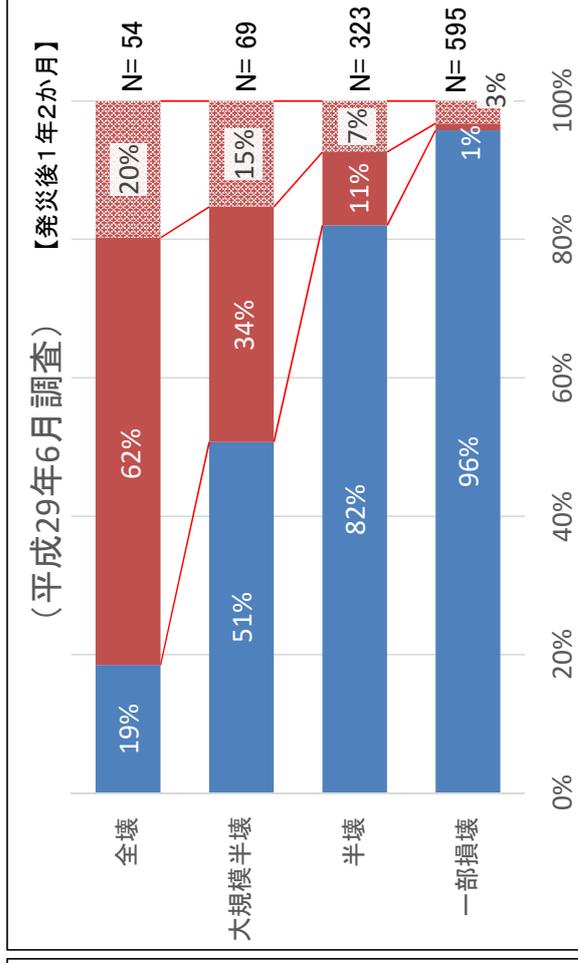
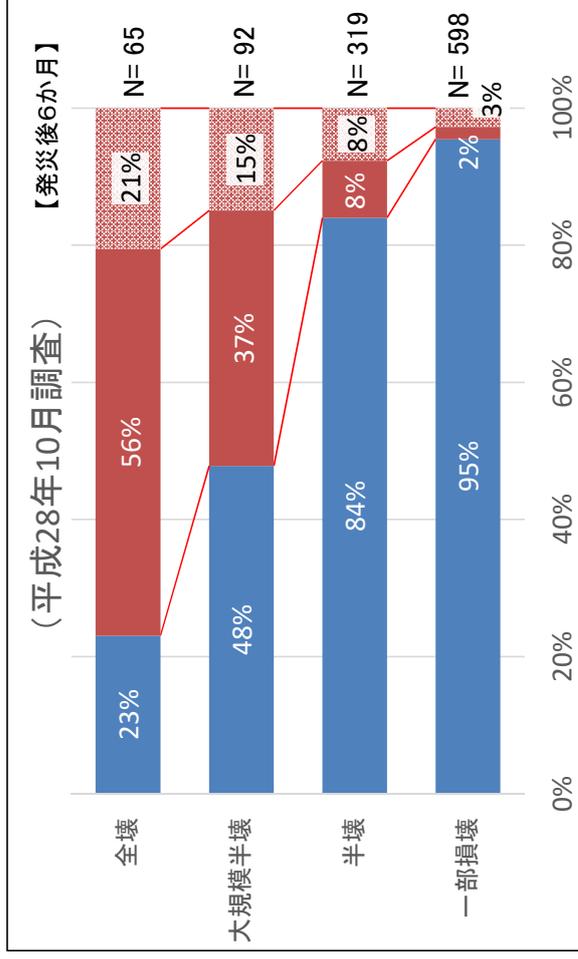
住家の被害が大きいほど再建の見通しが立たない

- 住宅の被害は小さく、住宅再建の必要はない
- 建替え、購入、補修、賃貸住宅への住み替えが済んだ(住宅再建済)
- 近く、建替え、購入、補修、賃貸住宅への住み替えが終わる予定(住宅再建計画済)
- 現在、住宅再建について検討中(住宅再建計画中)
- 今後、住宅再建について具体的に検討予定(住宅再建計画未定)
- 住宅再建についてめどが立たない

※平成28年熊本地震で被災した自治体を実施したアンケート調査結果に基づき内閣府で集計・分析
 ※調査毎に2,000世帯を無作為抽出しているため、各調査に継続性はない

現在の住まいの状況(罹災区分別)

熊本地震(H28.4)



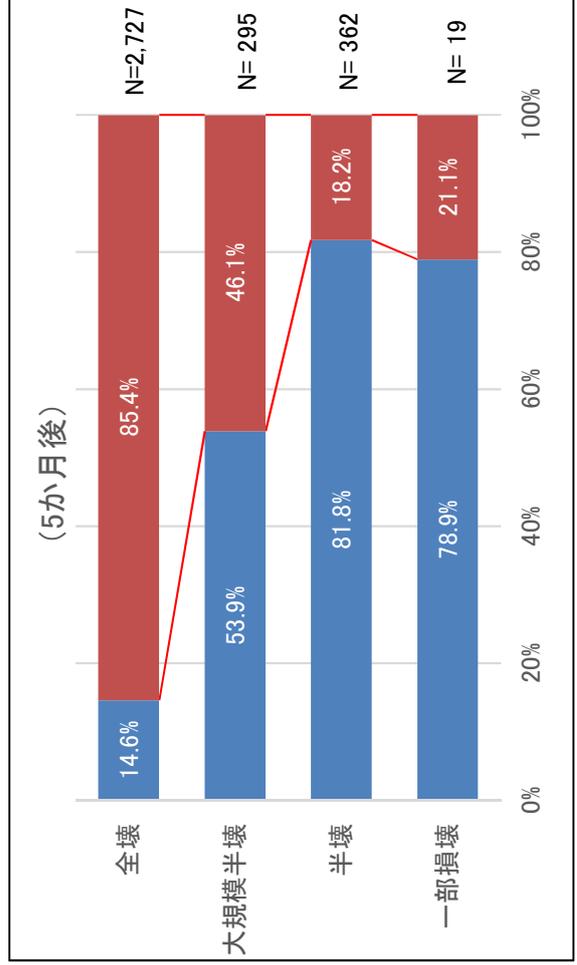
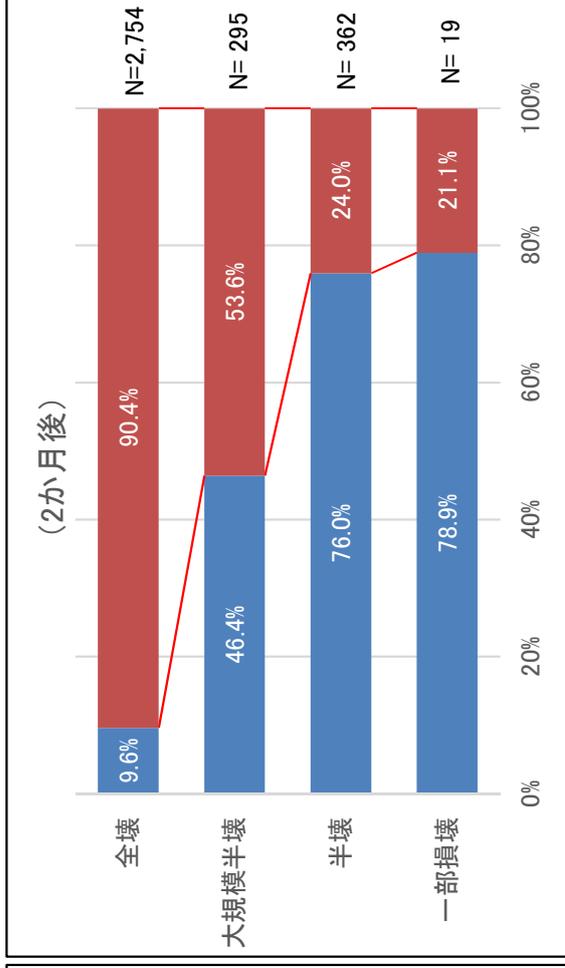
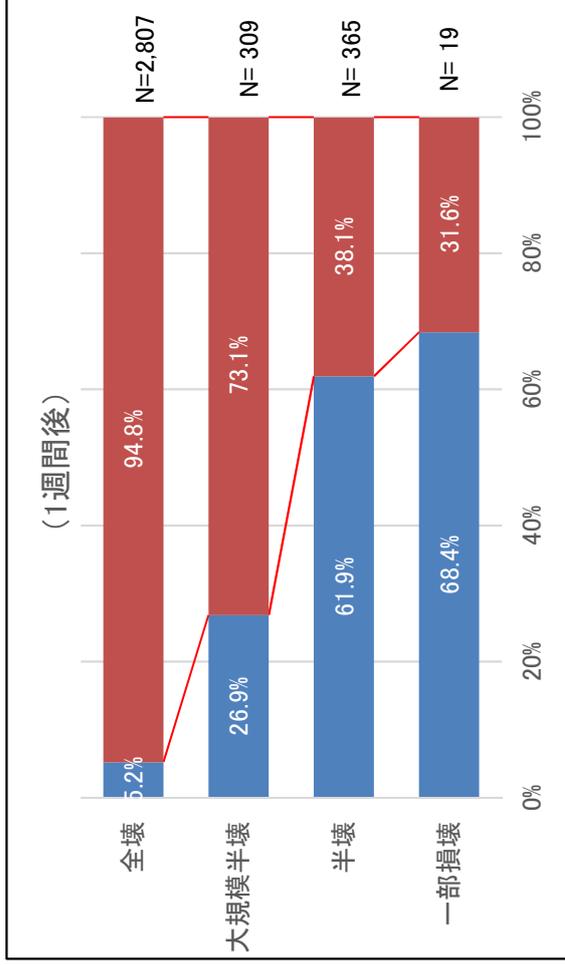
被害程度が大きいほど被災時と別の住所に住んでい
る世帯の割合が高い

■ :被災時と同じ住所に住んでいる
■ :被災時と別の住所に住んでいる
(:そのうち、元の住所に戻らない予定)

※ 平成28年熊本地震で被災した自治体を実施したアンケート調査結果に基づき内閣府で集計・分析
※ 調査毎に2000世帯を無作為抽出しているため、各調査に継続性はない

現在の住まいの状況(罹災区分別)

平成30年7月豪雨



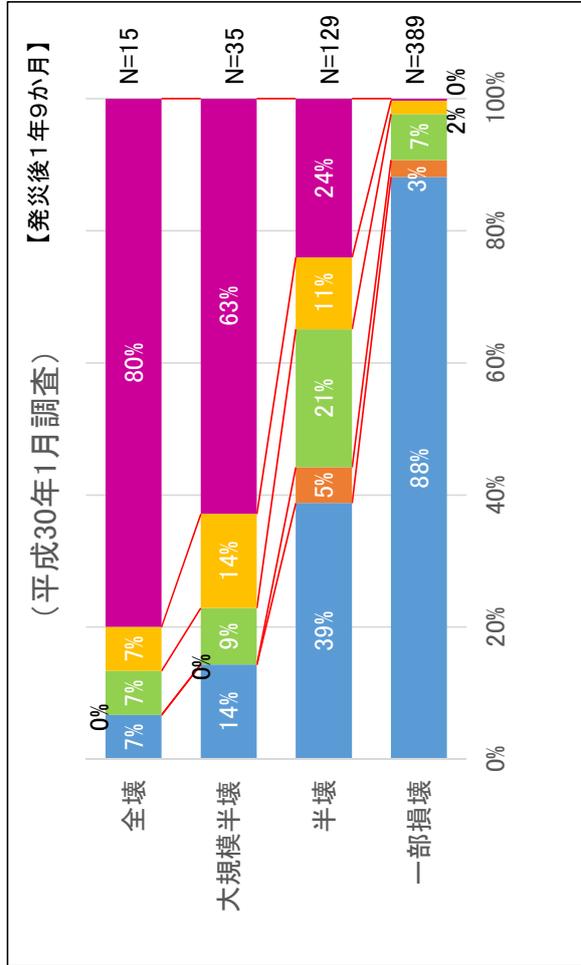
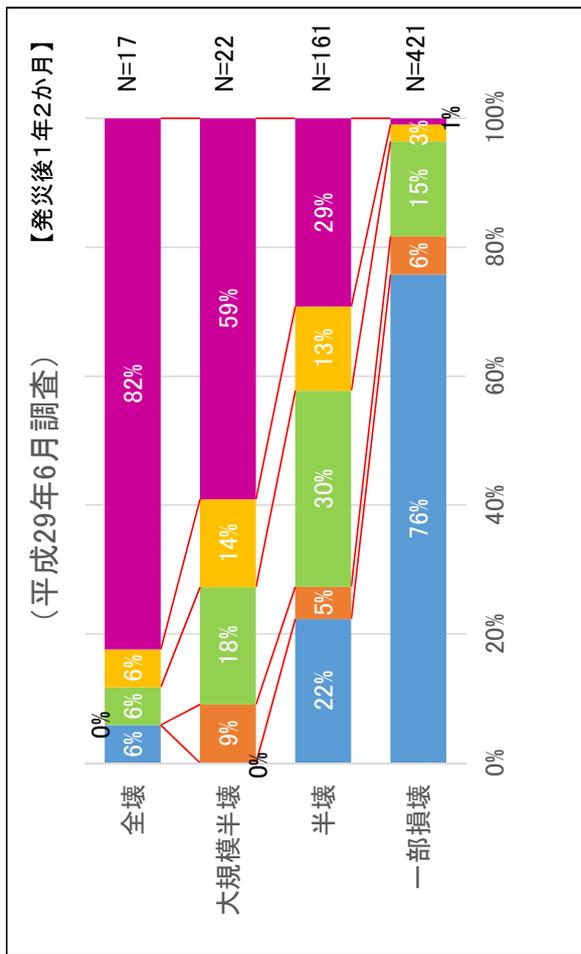
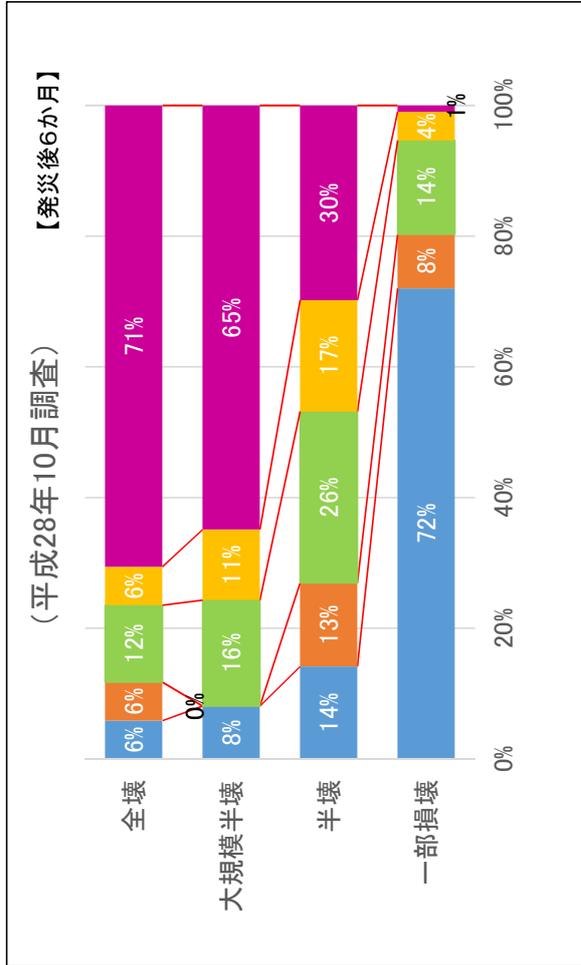
被害程度が大きいほど仮住まいしている世帯の割合が高い

■ : 仮住まいをしていない
■ : 仮住まいをしている

※ 平成30年7月豪雨災害で被災した県が実施したアンケート調査結果に基づき内閣府で集計・分析
※ 同一世帯に対する調査

住宅再建費用の状況(罹災区分別)

熊本地震(H28.4)



被害程度が大きいほど住宅再建の費用は高額になる

- 50万円以下
- 50万円～100万円以下
- 100万円～300万円以下
- 300万円～500万円以下
- 500万円より大きい

※ 平成28年熊本地震で被災した自治体を実施したアンケート調査結果に基づき内閣府で集計・分析
 ※ 調査毎に2000世帯を無作為抽出しているため、各調査に継続性はない

(独)住宅金融支援機構が融資を行った「半壊」世帯の修理費（災害復興住宅融資）

■(独)住宅金融支援機構が、平成27年から平成29年の3か年に融資を行った「半壊」世帯について、補修等工事費(注)を取りまとめたデータ(注)災害により被災した箇所を補修するための工事費と、被災箇所以外の箇所を改良するための工事費の合計額

工事費用の分布



※1,000万円以上の世帯が14世帯ある。

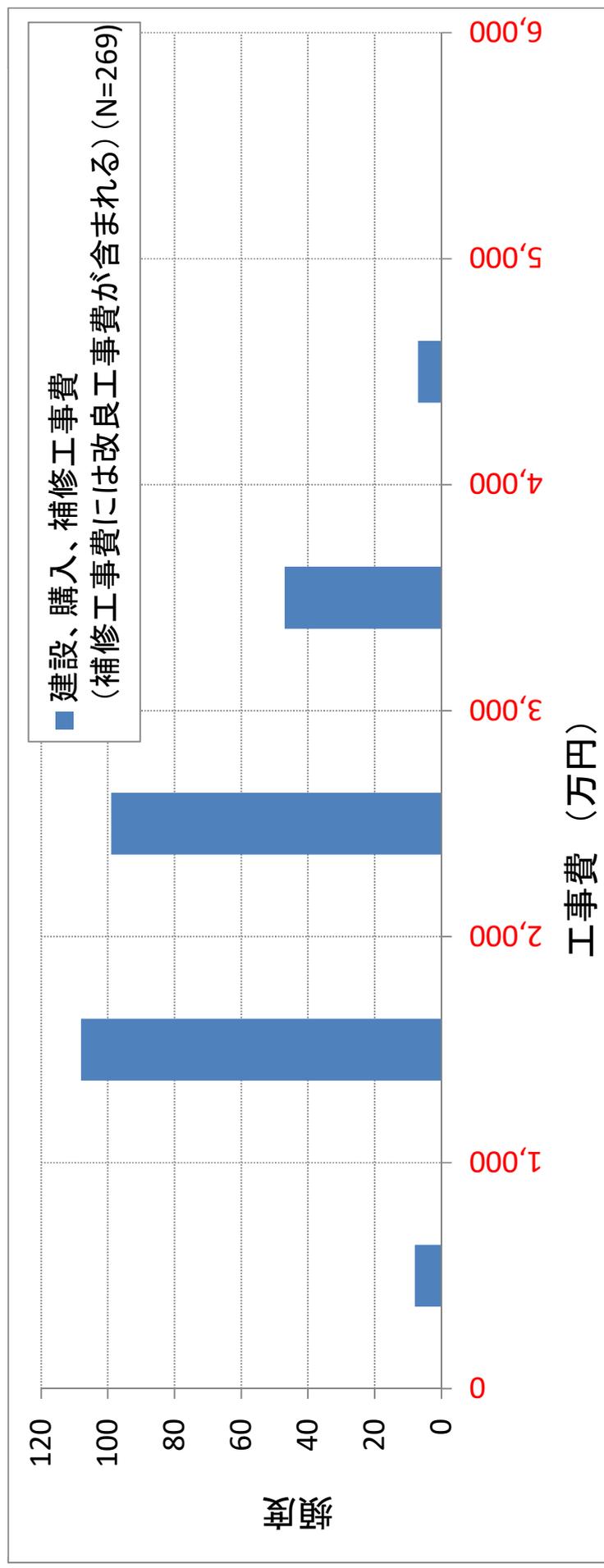
■「半壊」住宅の補修等工事に要した費用の最頻値は、
 ・「補修等工事費」 : 300万円以上400万円未満

融資を行った世帯の工事費の平均
 348万円

(独)住宅金融支援機構が融資を行った「全壊」世帯の住宅再建費用（災害復興住宅融資）

■ (独)住宅金融支援機構が、平成27年から平成29年の3か年に融資を行った「全壊」世帯について、建設、購入、補修工事費を取りまとめたデータ

工事費用の分布



※6,000万円以上の世帯はない。

■ 「全壊」世帯の住宅再建に要した工事費用の最頻値は、
・「総工事費」 : 1,000万円以上2,000万円未満

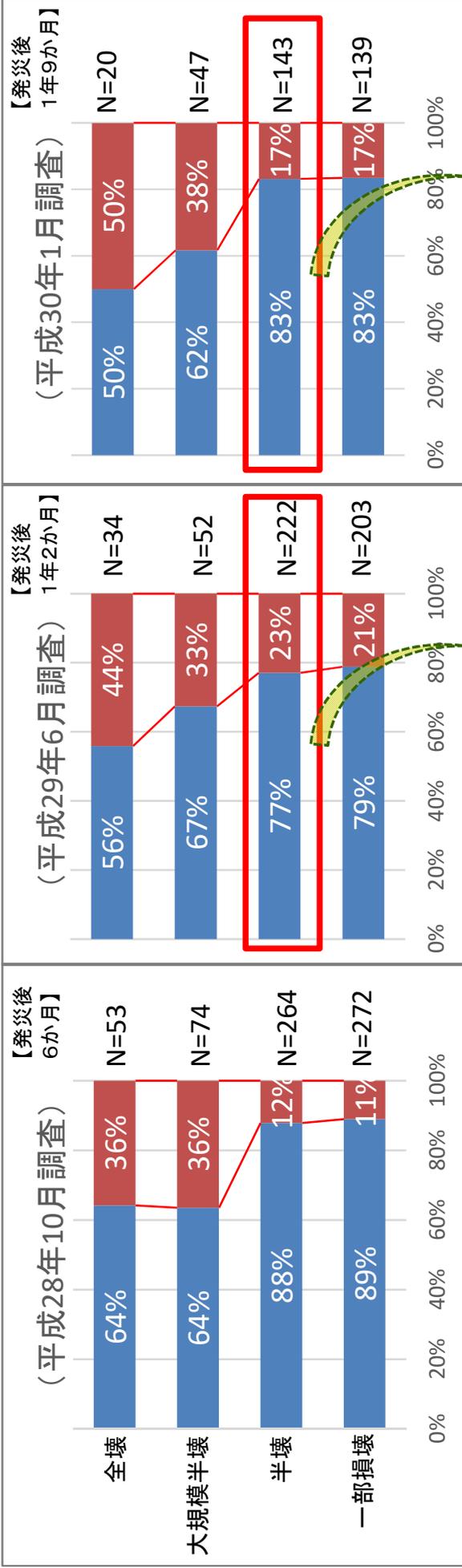
融資を行った世帯の工事費の平均
1,453万円

住宅再建資金の借入れ状況(罹災区分別)

熊本地震(H28.4)

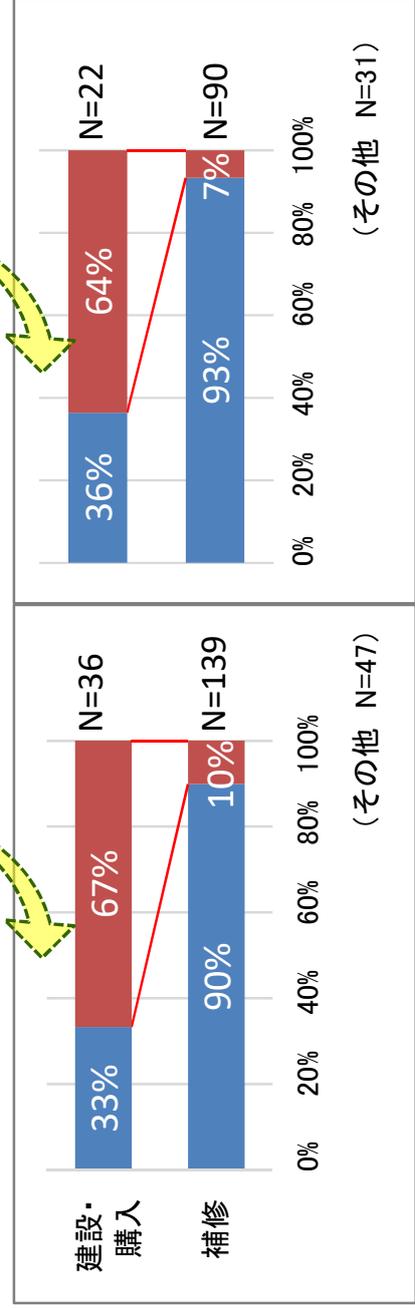
■ 借入れの有無

■ :借入れ無 ■ :借入れ



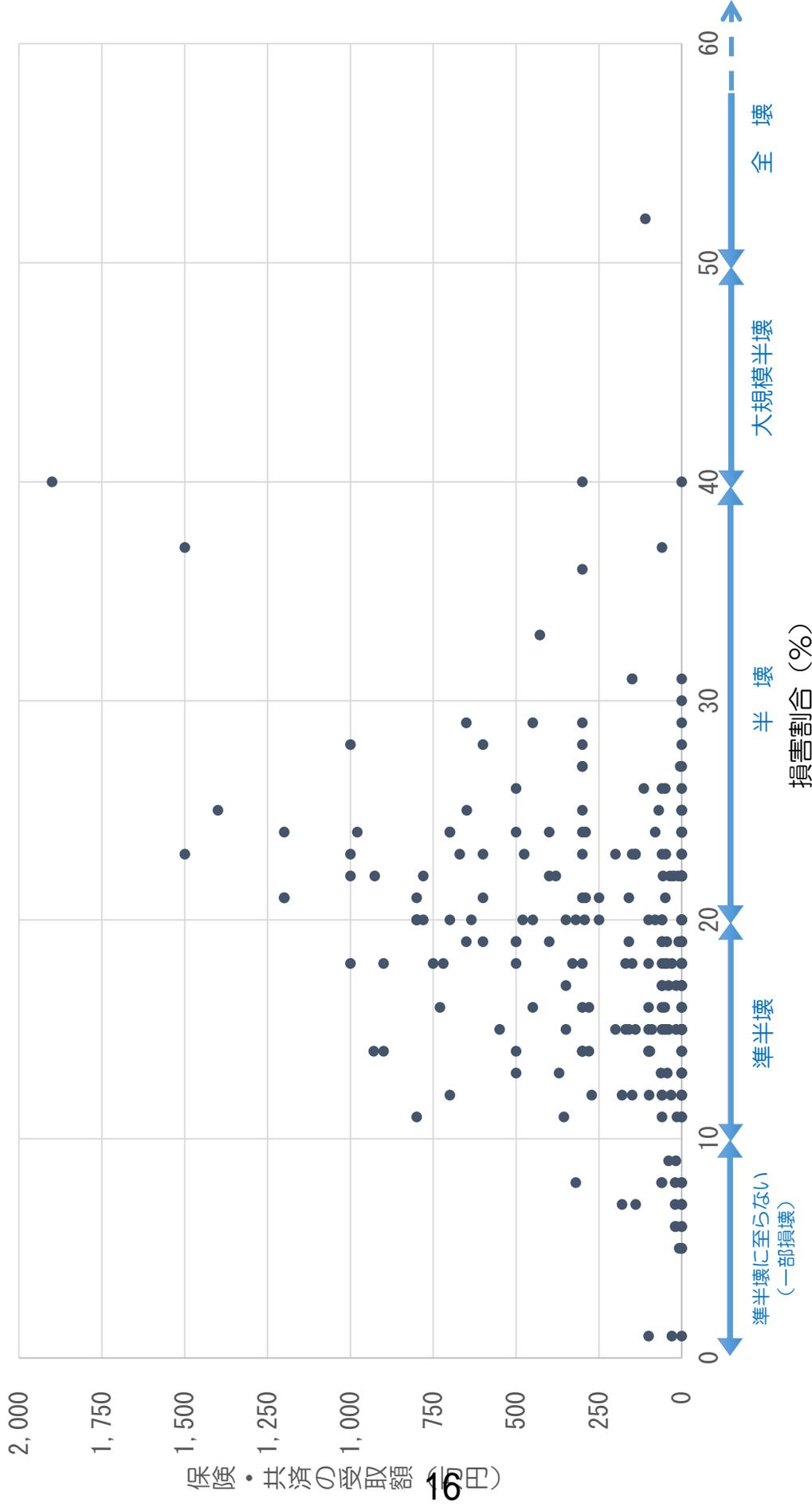
■ 「半壊」世帯の借入れ状況 (再建方法別)

・半壊世帯は全壊や大規模半壊に比べ、住宅再建資金の借入れ率が低い
 ・さらに、半壊世帯で借入れを行っているのは主に「建設・購入」世帯であり、「補修」世帯は少ない



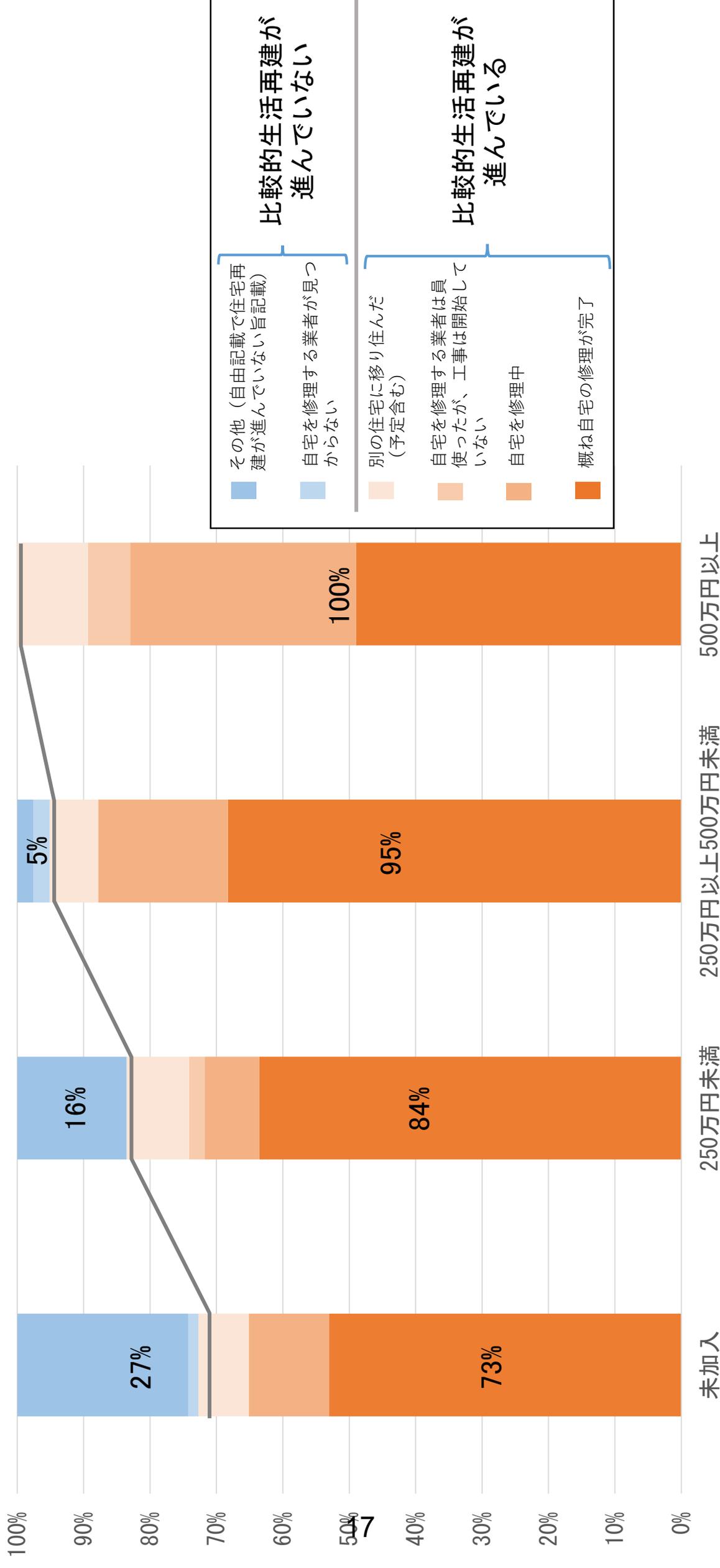
※ 平成28年熊本地震で被災した自治体を実施したアンケート調査結果に基づき内閣府で集計・分析
 ※ 調査毎に2000世帯を無作為抽出しているため、各調査に継続性はない

損害割合と保険・共済の受取金額の関係

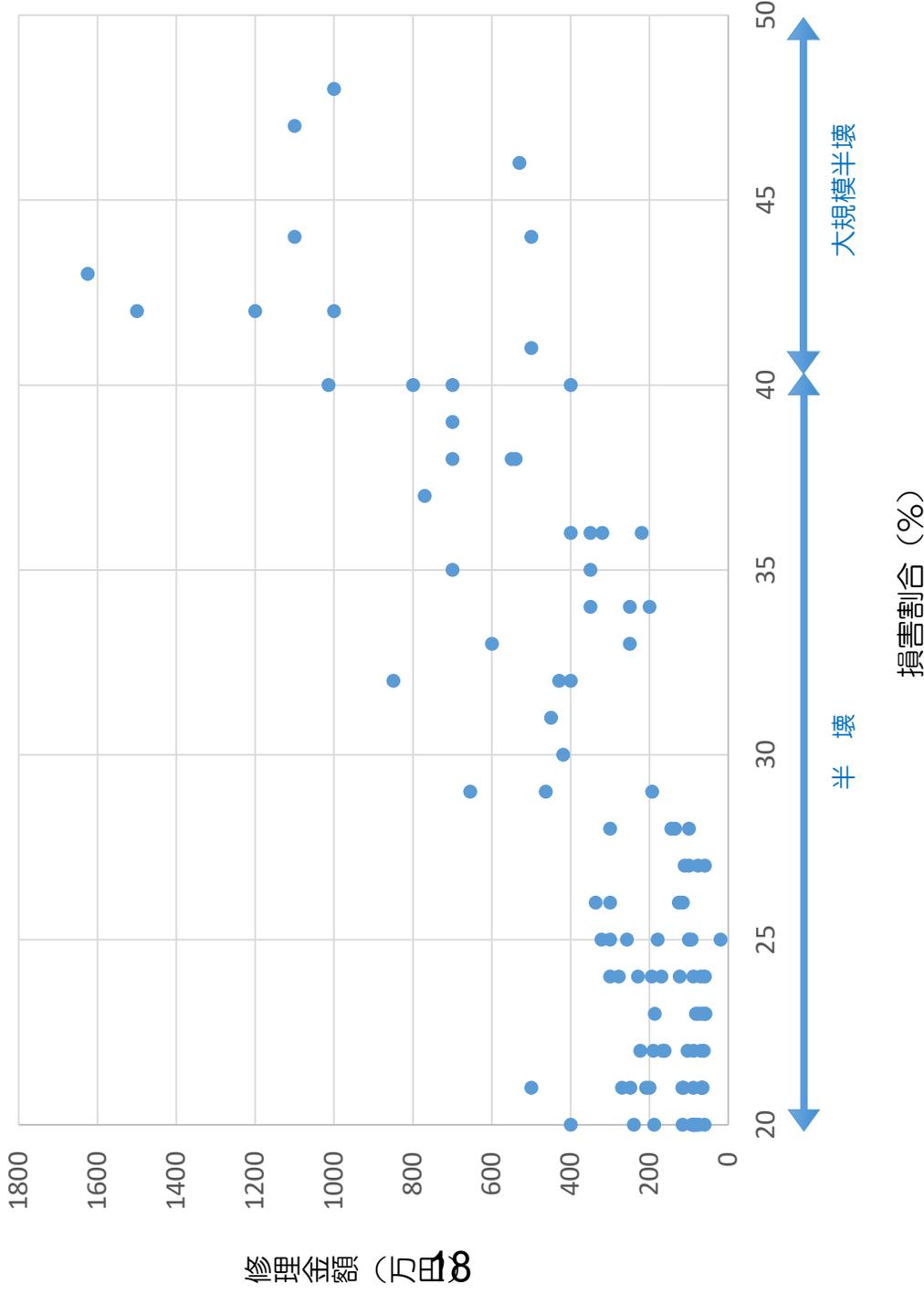


令和元年東日本台風による水害で被災した自治体において、全国知事会の協力を得て内閣府で実施したアンケート調査結果等に基づき集計。
(n=250)

保険と生活再建の状況分析

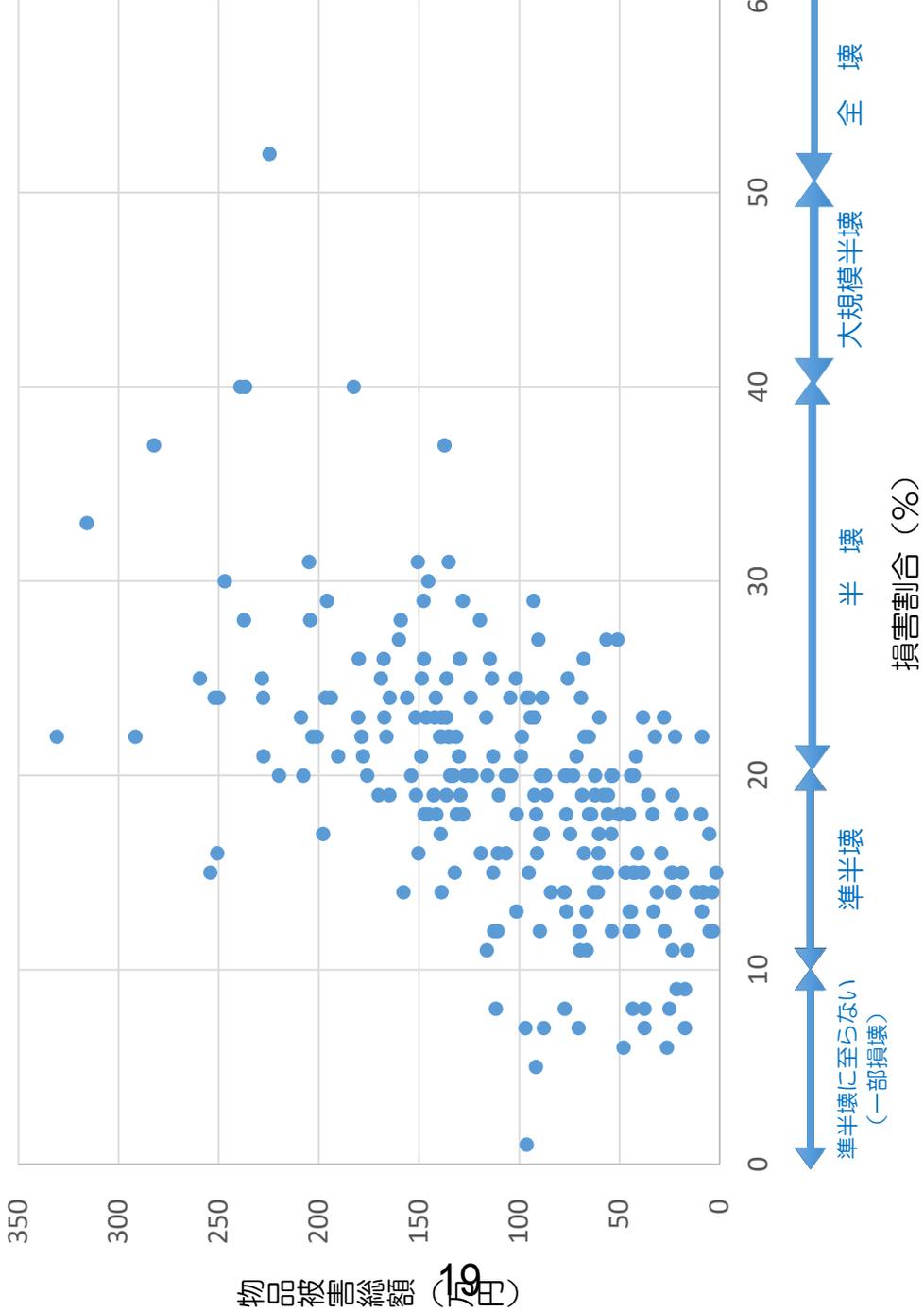


損害割合と修理金額の関係



※平成28年熊本地震及び令和元年東日本台風による水害で被災した自治体において、全国知事会の協力を得て内閣府で実施したアンケート調査結果等に基づき集計。(n=105)

損害割合と家財の被害額の関係

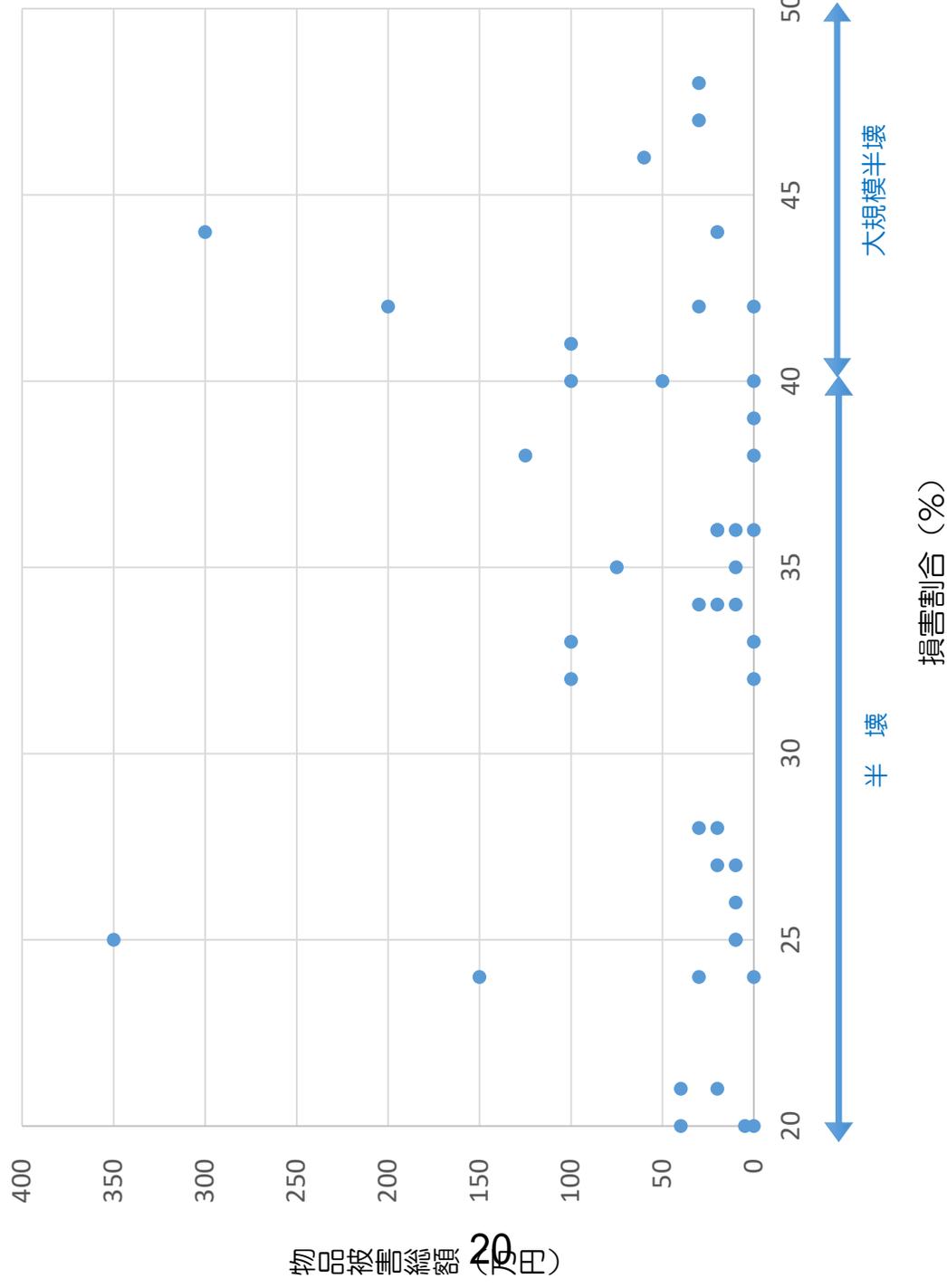


損害割合	物品被害総額平均値 (品目1~19) (万円)
50%以上	224.8
40%~49%	219.6
30%~39%	202.4
20%~29%	132.0
10%~19%	74.0
10%未満	56.6
合計	104.7

※令和元年東日本台風による水害で被災した自治体において、全国知事会の協力を得て内閣府で実施したアンケート調査結果等に基づき試算。
 (n=250)

※アンケート調査により、主要な家財項目を提示し、被害を受けた個数を記入してもらった上で、これに小売物価統計調査の平成30年の平均価格（新規購入価格）を乗じて推計（ただし、自動車、バイクや「その他」記載項目は含んでいない）。

損害割合と家財の被害額の関係



損害割合	家財被害平均額 (万円)
40%~49%	92.0
30%~39%	37.1
20%~29%	49.7
合計	56.0

※平成28年熊本地震による地震で被災した自治体において、全国知事会の協力を得て内閣府で実施した聞き取り調査結果等に基づき集計。

(n=39)

実務者会議の経緯等

被災者生活再建支援制度の充実と安定を図るための提言

被災者生活再建支援制度は、被災者生活再建支援法が平成 10 年 5 月に成立し、適用が開始された平成 11 年から今年で 20 年目を迎える。概ね現行制度となった平成 19 年以降、平成 23 年に東日本大震災、平成 28 年に熊本地震が発生し、今年も平成 30 年 7 月豪雨や大阪府北部を震源とする地震、平成 30 年北海道胆振東部地震が立て続けに発生するなど、大規模災害による被害が続いている。

発生後 8 年目を迎える東日本大震災では、依然 5 万 7 千人の方が避難生活を余儀なくされている。現在でも東日本大震災の被災 3 県で 7 千戸、熊本地震により被災した熊本県で 1 万 1 千戸の仮設住宅が供与されており、住まいの再建には至っていない状況にある。

また、被災者生活再建支援基金は、東日本大震災や熊本地震などの被災者への支援金の支払いが継続していることにより、来年度末に基金残高が 200 億円に減少する見込みであることから、基金への追加拠出が早急に必要となっている。

被災者生活再建支援制度は、こうした被災者の生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものであるため、これまでも数度に亘る制度の改善を図ってきたところである。

その上で、さらなる充実や安定を図ることにより、早期の生活再建や復興を果たせるよう、以下の事項について、積極的に取り組まれることを強く要請する。

- 1 被災者生活再建支援制度の支給対象を半壊まで拡大すること。
- 2 基金への都道府県による追加拠出にあたっては、これまでの拠出時と同等以上の財政措置を講じること。
- 3 相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。
- 4 一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とすること。

平成 30 年 11 月 9 日

全国知事会

（被災者生活再建支援制度 発言部分 抜粋）

平成30年度全国都道府県知事会議
（総理懇談会のうち総理発言部分）

平成30年11月9日

また、三重県の鈴木知事から被災者生活再建支援制度についてのお話がありました。

自然災害時における被災者の生活再建を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出する被災者生活再建支援基金に要する経費については、これまでも地方財政措置を講じており、引き続き適切に対応していきたいと思えます。

ご指摘の支給対象の拡大等のご提言については、国、都道府県の財政負担等の大きな課題があると承知をしておりますが、まずは事務方である内閣府において、ご提言の趣旨や考え方等を伺い、意見交換をしていきたいと考えているところであります。

いずれにせよ、今後も引き続き被災者に寄り添いながら、発災時における住民生活の再建と被災地の速やかな復興対応に努めてまいりたいと思えます。

山本内閣府特命担当大臣閣議後記者会見要旨（速記版）

（平成30年11月20日（火））

○質疑応答

（答）昨日、三重県知事、全国知事会議で決議されました被災者生活再建支援制度の拡充に関する提言についての御要望がありました。

本提言につきましては、先日の政府主催の全国都道府県知事会議におきましても、全国知事会からその提言が行われまして、総理より、事務方である内閣府において意見交換をしていきたい旨の発言があったというふうに聞いております。

支給対象の拡大等につきましては、国や都道府県の財政負担等の課題、これも結構大きな課題でありますけれども、これがございまして、総理の発言を踏まえまして、今月中にも全国知事会と事務方との間で意見交換を開始する予定でございまして、御提言の趣旨や考え方等も伺い、これはしっかりと実態調査をしなければならないと思っておりますので、その実態調査を行いながら議論を重ねてまいりたいというふうに考えております。

令和元年6月25日
令和元年9月27日変更
令和2年6月19日変更
内閣府（防災担当）

被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議について

1. 趣旨

被災者生活再建支援制度に係る全国知事会の提言（平成30年11月）や、事務方で実施した実態把握、意見交換の結果等を踏まえ、当該制度の在り方等について議論するため、実務責任者レベルでの会議を開催する。

2. 議題

- ① 被災者生活再建支援制度の意義・基本的考え方
- ② 被災者の生活再建の実態
- ③ ①、②を踏まえた被災者生活再建支援制度の在り方

3. 構成員

神奈川県くらし安全防災局長（全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長県）
宮城県総務部危機管理監（全国知事会危機管理・防災特別委員会副委員長県）
全国知事会 調査第二部長
（公財）都道府県センター 被災者生活再建支援基金部長
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）

なお、必要に応じて有識者等から意見を聴取する。

4. スケジュール

令和元年6月28日に第1回を開催し、月1回程度を目途に定期的に行う。

全国知事会からの「半壊への対象拡大」提言以降の議論の経緯 (被災者生活再建支援制度関係)

○全国都道府県知事会議の総理懇談会での提言 (H30. 11. 9)

○全国知事会との意見交換

(下記以外にも、適宜打ち合わせ、電話等による調整を実施)

【第1回 (H30. 11. 30)】

- ・半壊世帯の実態把握が重要であることについて認識を共有

【第2回 (H31. 1. 28)】

- ・実態把握の方法や既に把握した補修費等の情報について意見交換

【第3回 (H31. 4. 22)】

- ・被災自治体から収集した補修費等のデータ等の情報共有

○三重県知事から「実務者会議」の設置の要望 (R1. 5. 30)

○「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」の実施

【第1回 (R1. 6. 28)】

- ・全国知事会の提言について
- ・支援制度の概要・経緯について

【第2回 (R1. 8. 7)】

- ・支援制度の意義・基本的な考え方について
- ・半壊世帯の実態について

【第3回 (R1. 9. 13)】

- ・生活再建が困難な半壊世帯の事例について

【第4回 (R1. 12. 19)】

- ・第3回会議以降の取組状況について
- ・実態把握調査の進め方について

【第5回 (R2. 2. 27)】

- ・実態把握調査の実施状況について

【第6回 (R2. 3. 30)】

- ・実態把握調査の進捗状況及び今後の対応方針について

【第7回 (R2. 6. 19)】

- ・全国知事会議における提言について
- ・被災世帯の実態把握調査について

【第8回 (R2. 7. 29)】

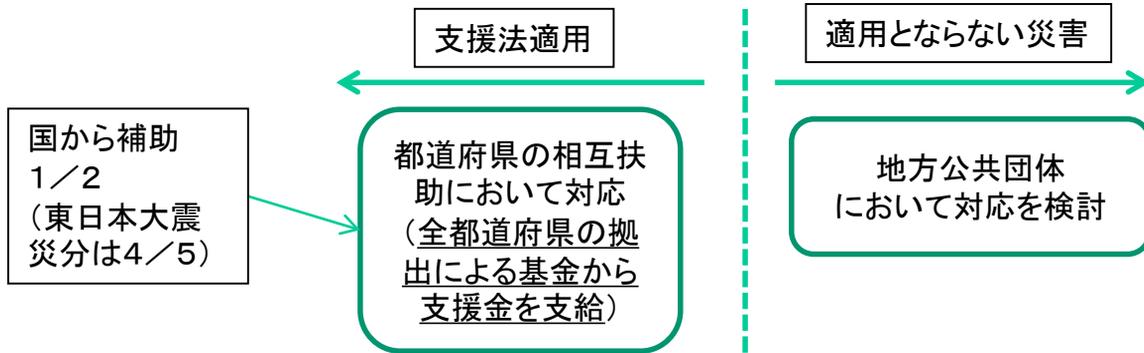
- ・実務者会議の検討結果(案)について

参考資料

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

4. 支援金の支給額

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円

5. 支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村
(申請時の添付書面) 基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等
加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
(申請期間) 基礎支援金: 災害発生日から13月以内
加算支援金: 災害発生日から37月以内

被災者生活再建支援制度の位置づけ

<制度の趣旨>

被災市町村や被災都道府県が単独では対応できないような著しい被害を及ぼす自然災害が発生した場合に、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する制度。(国は財政支援)

被災市町村や被災都道府県が単独では対応できないような著しい被害を及ぼす自然災害が発生した場合

- ⇒ 対象とする災害を都道府県の相互扶助や国の財政支援が必要な大規模な災害に限定
具体的には、市町村で全壊 10 世帯以上の被害等が発生した自然災害を対象

生活基盤に著しい被害を受けた者

- ⇒ 支給対象を「全壊」「解体」「長期避難」「大規模半壊」に限定

生活再建を支援するため

- ⇒ 災害に対する補償ではなく見舞金的な性格
生活再建に要する経費の全額を賄うものではない

都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用

- ⇒ 基金から支援金を支給するのは、都道府県の相互扶助や国の財政支援が必要な規模の被害が生じた市町村に限定
上記以外の被災者に対する支援金の支給は、各都道府県や市町村の判断により独自条例で対応

被災者生活再建支援制度の意義・基本的な考え方

1. 法の目的規定

<現行法：H19年改正>

第1条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

<旧法>

第1条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

2. 国会答弁

(1) H10年法制定時（議員提案）の発議者答弁

（清水達雄議員）

今回の法案は、生活再建支援という分野を新しく支援対象にしたというふうに思っておりますが、しかし、それだからといって、個人災害に対する補償をしているというふうには考えていないわけでございます。というのは、生活再建に対する支援ですから、生活再建にかかる金を全部これで賄うということではございません。ただ、災害に対する補償ということになると、起きた損害についてはすべて償ってやらなければならぬ。そういうものですよ、災害に対する補償というのは。ですから、そういう考え方ではない。

（清水達雄議員）

この法案は、私もさっき申し上げましたように、都道府県が相互扶助の観点から基金を積んでやるような、そういう災害を対象に考えているし、国の支援ということを考えても、やはり国の規模で対策を講じなければならぬといった、そういうものを対象にしているということでございますので、1戸とか2戸とかいうものについては、この法律では対象に考えていないというわけでございます。

(芦尾長司議員)

この法案でございますけれども、災害によって生活基盤に著しい被害を受けて自力により生活を再建することが困難である者に対して自立した生活の開始を支援する、こういうふうに目的にもなっておりますわけでございます。そういう意味で、先ほども申し上げておりますような対象経費、引っ越し費用とか耐久消費財の購入経費等を考えておるわけですが、そういうことから考えて、住家を失ってこれらの措置が本当に必要な全壊世帯またはそれと同等の被害を受けた者を対象としようというふうにいたしておるわけでございます。なお、阪神・淡路大震災の措置もそういうようなことで対象は全壊、半壊解体世帯ということになっておるわけでございます。

(2) H16年法改正時(内閣提案)の政府答弁

(井上喜一防災担当大臣)

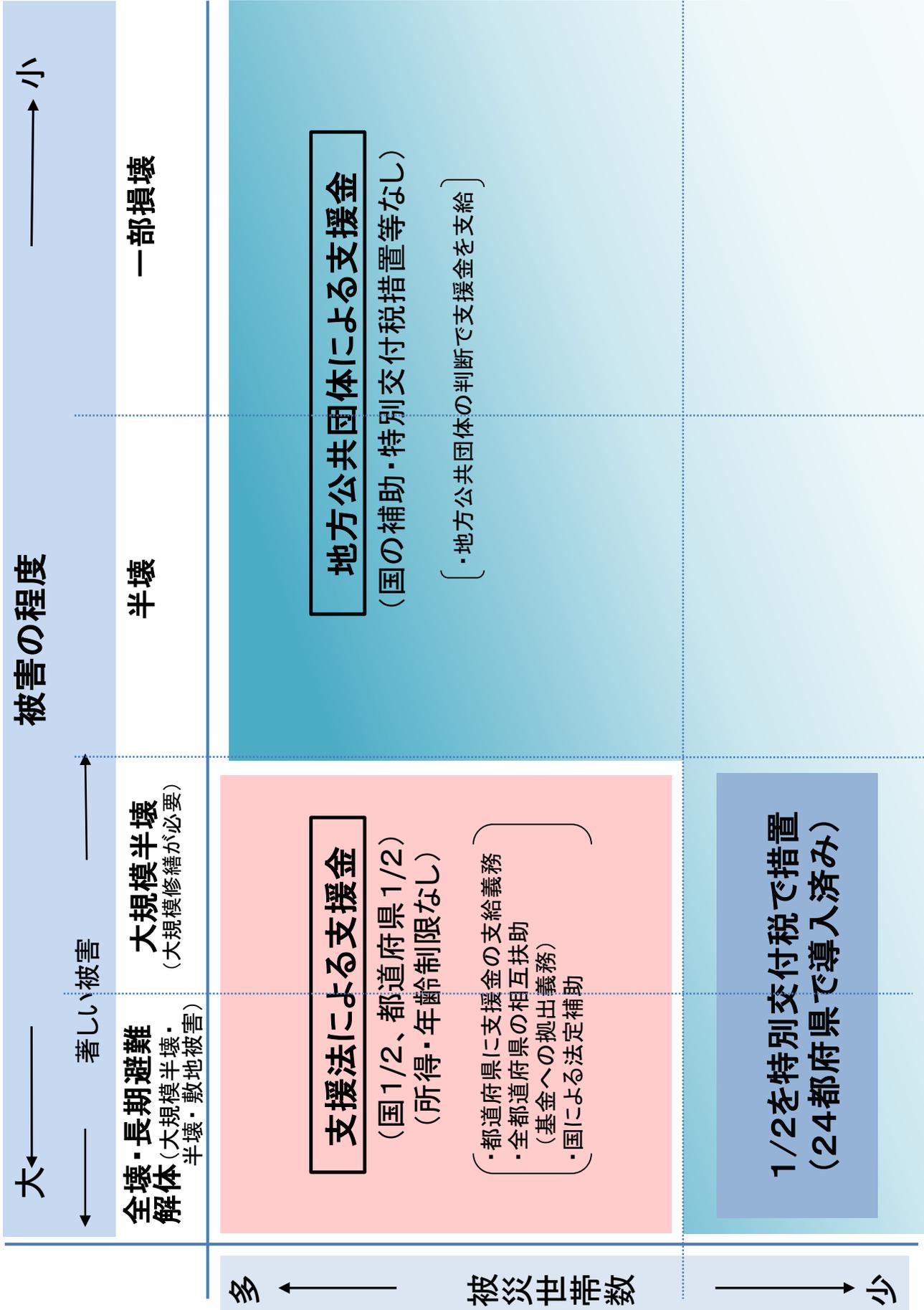
元来、私有財産制度のもとでは、私有財産といいますのは、取得なり維持管理をしたり処分というのはこれは自由であるわけでありまして、その私有財産の中でも、本当に典型的な私有財産たるものはやはり住宅だと思っております。そういったことで、住宅につきましてはやはり自分で手当てをしていくというのが基本だというふうに思っております。つまり、自助ということを言われておりますが、自助でもってうちをつくっていくということが基本でありまして、あとは、共助でありますとか公助と言われておりますが、それをいかに組み合わせるのか、組み合わせることによって個人の住宅建設を支援していくか、こういう問題だと私は考えるわけでございます。

(尾見内閣府政策統括官)

地震保険のお話が出ましたけれども、今回の居住安定支援制度は、基本的には個人住宅につきましては自助あるいは共助の世界として対応すべきものである、そういう前提を置いた上で、ただ、自力ではなかなか自立できないという方々に対しましては、その自助の努力を後押しするという形での公助、そういうものを考えるべきじゃないか、こういうことでございます。

被災者生活再建支援金制度の全体像（現行制度）

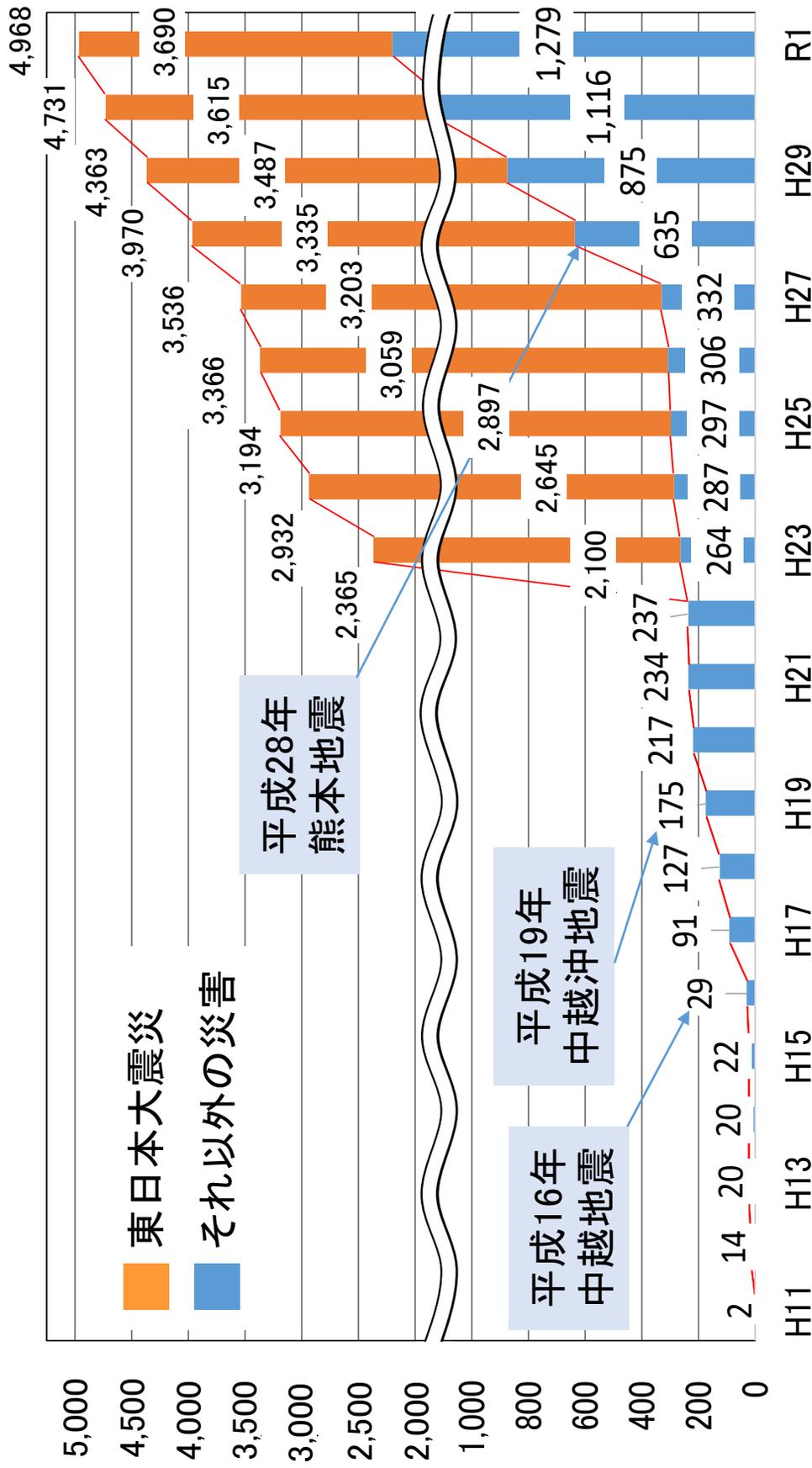
（令和2年4月末時点）



被災者生活再建支援金の支給額の推移（累計）

令和2年3月末時点

(億円)



支援金支給総額：4,968億円

(内、東日本大震災：3,690億円 それ以外の災害：1,279億円)

(注)額については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

災害に係る住家の被害認定

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2）

■ 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年作成、令和2年最終改定）

- ・市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、地震・水害・風害等の災害ごとに住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めたもの
- ・固定資産評価を参考に、原則として、部位（基礎、柱等）別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定

33

■ 災害の被害認定基準等

被害の程度	全壊※1	大規模半壊※2	半壊※3	準半壊※4	準半壊に至らない（一部損壊）
損害基準判定（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※1 全壊：「災害の被害認定基準について」（平成13年）による。

※2 大規模半壊：「被災者生活再建支援法の改正施行通知」（平成16年）による。

※3 半壊：「災害の被害認定基準について」（平成13年）による。（ただし、大規模半壊を除く）

※4 準半壊：「災害救助事務取扱要領」（令和2年）による。